

ご意見の概要	ご意見に対する回答
<p>遺伝子組換え成分の安全性については、「現代の科学・知見」に基づき判断されていますが、歴史が短く、知見も十分あるとは思えない状態で「安全」とみなす姿勢には賛成できません。</p>	<p>ご意見いただきありがとうございます。</p> <p>飼料安全法第2条第3項により、飼料添加物は農林水産大臣が農業資材審議会の意見を聴いて指定するものと定められており、また、同法第3条第2項により、飼料添加物の基準・規格等を設定又は改正等する際、農林水産大臣は同審議会の意見を聴かなければならないこととされています。</p> <p>安全性の確認に当たり、農業資材審議会では、組換え DNA 技術応用飼料添加物が家畜等の健康に有害な影響を与えないよう、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続を定める件（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）に基づき、以下のとおり生産物の既存のものとの同等性等を確認します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たな毒性物質の産生、毒性物質の量的増加 ・栄養分量の大きな変化 ・家畜への給与方法などの変化（変化する場合は家畜の健康に影響を及ぼすことを確認） ・生産物に組換え体が混入していないこと <p>本物質については、上記の観点を含め、農業資材審議会において家畜等に対する効果や安全性を、また、内閣府食品安全委員会、消費者庁及び厚生労働省において、給与された家畜から生産される畜産物をヒトが摂取した場合の安全性を、それぞれ評価し、家畜への効果及び安全性並びに人への畜産物を通じた</p>

	<p>安全性が確認されました。</p> <p>このため、今般、これらの結果を踏まえ、本物質を飼料添加物として指定し、基準・規格等を設定する案としています。</p>
--	---